

平成 30 年度 「制御系インシデント未然防止活動支援システムの開発業務」 に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名 称：平成 30 年度「制御系インシデント未然防止活動支援システム」開発業務
- (2) 内 容 等：別紙 1 のとおり(平成 30 年度「制御系インシデント未然防止活動支援システム」開発業務仕様書)
- (3) 履 行 期 限：別紙 1 のとおり(平成 30 年度「制御系インシデント未然防止活動支援システム」開発業務仕様書)
- (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている平成 30 年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 別紙 2 の予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。再委託を行う場合は JPCERT コーディネーションセンターに予め申し出ること。

(6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書に基づいて提案書を作成し、提出期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1)入札説明会の日時及び場所

日時：平成 30 年 9 月 5 日（水） 16 時 00 分～17 時 00 分(1 時間程度を予定)

場所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 11 階

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

TEL : 03-3518-4600

FAX : 03-3518-4602

※説明会参加希望者は 9 月 3 日 17 時までに icsr@jpcert.or.jp に必要事項(法人名、部署名、参加者氏名、連絡先)を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

(2) 提案書の受領期限及び受領場所

期限：平成 30 年 9 月 19 日（水） 17 時 00 分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法：持参、郵便(簡易書留による)

(3) 入札者決定の通知日

平成 30 年 9 月 25 日（火）

(4) 入札日

日時：平成 30 年 9 月 26 日（水） 16 時 00 分～ （落札者が決定するまで）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

5. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更及び取消し

入札者は、提出した入札書等の変更及び取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札及び各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問合せ先(メールでの問い合わせを原則とする)**(1) 入札説明書等に関する問い合わせ**

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

制御システムセキュリティ対策グループ 藤井 (ふじい) / 中谷 (なかたに)

E-mail : icsr@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

総務部 経理担当 小島 (こじま) / 高崎 (たかさき)

E-mail : soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問合せ可

9:00～18:00 (12:00～13:00は除く) 月～金曜日 (祝・休日を除く)

制御系インシデント未然防止活動支援システム開発業務仕様書

1. 件名

平成30年度 制御系インシデント未然防止活動支援システムの開発業務

2. 目的

インターネット接続されたICS機器がサイバー攻撃にあった場合、国民の社会生活に影響が出る事態にもなりかねないため、JPCERTコーディネーションセンターでは未然防止活動の一環として、インターネット接続されたICS機器がサイバー攻撃を受ける前にそれらを探して通知する活動を行っている。

現状はインターネット上に公開されている様々な機器に関する情報をデータベースから取得して通知を行っているが、その作業は手作業で行っており、多くの時間を要しているため、事例の増加や対象機器の拡大に対応していくのは困難である。

そこで本事業では、1件あたりの対応時間の削減、作業の正確性向上、および未然防止活動の対象機器拡大・対応件数増加を目的に、未然防止活動支援システムを開発するものである。

3. 事業の内容及び実施方法

以下に関し、JPCERTコーディネーションセンターと協議しつつ、実施する。

(1) インターネット上に公開されている機器に関する情報取得機能

インターネット上に公開されている様々な機器に関する情報に関し、JPCERTコーディネーションセンター内のDBから取得したデータを開発するシステムにインポートし、保持できること。取得する情報に関し、1機器が持つ情報を1件として、一回の作業で取り込む件数は数十件～100件程度、月に合計500件程度までシステム内で扱えること。なお、JPCERTコーディネーションセンター外のDBから同種の情報を取得した場合も同様に扱えるよう、JPCERTコーディネーションセンターと協議した上で設計することを推奨する。

(2) インターネット上に公開されている機器に関する情報管理機能

前記(1)で取り込んだ情報をシステム内で管理し、それらをエクスポートできるとともに、エクスポートした情報を基に外部システムで取得したデータ項目を付与した情報のインポートができること。なお、データ項目はあらかじめ設計した上でそれら項目を取り込めることとする。加えて、将来的にデータ項目の追加・変更のできる仕組みであることが好ましい。

(3) インターネット上に公開されているドメイン所有者への通知機能

以下の機能を有する通知システムを開発すること

- 電子メールの各種規格に準拠し、システム上でメールの送受信が行えること。加えて規格に準拠していないメールも本事業受託事業者が保有するノウハウを活用し、できる限り送

受信が行えるように対応すること。可能であればシステム内でPGPの鍵を保持し、署名生成（および署名検証）が行えることが好ましい。加えて、PGPの暗号化（および復号）が行えるとより好ましい。

- WHOIS等を利用し、ドメイン所有者を検索して取得できること。
- 調査対象のIPアドレスのリストに対し、ドメイン所有者単位で案件番号を付与できること
- システム内では、案件番号単位で通知先へメールを送付できること。そのメール本文には通知対象のIPアドレスのリストを自動的に取得して記載できると好ましい。
- ドメイン、もしくはIPアドレス単位で、過去のメール送信履歴を確認できること。
- メール送付先情報をシステム内で管理できること。
- テンプレートを用いて、メール作成を効率的に行えること。
- フォローメールを送るため、いつ、何通目のメールを送ったか管理できること。
- 週、月、年度等の指定した期間で、メール送信件数やクローズ件数などを集計できること。なお、集計対象の項目はあらかじめ決めるものとする。
- メール送信の際に別の担当者の確認ができること（承認機能で実現する、もしくは別の担当者がシステムにログインし、対象のメールを目視で確認する形でも良い）。

(4) 利用ライセンス

パッケージソフトウェアを利用してシステムを開発する場合など、ライセンスが必要となる場合は、以下の使い方に適合するライセンス体系で提案すること。フルスクラッチ開発する場合も以下の使い方に適合する内容で提案すること

- 機器に関する情報取得・管理操作、メール通知操作および通知文作成等の作業を行う作業担当者は、同時に1人しか行わないものとする。ただし、同時に2人以上作業を行ってもライセンスコストが増加しない場合はその限りではない。フルスクラッチ開発する場合も作業担当者は1人を前提とするが、2人以上同時に作業できて良い。また、以降の使い方においてもパッケージソフトウェアと同様の使い方を前提とする。
- 最大で同時に5名まで、作業担当者の作業内容（取り込んだ情報、ステータス状況など）をチェックできるものとする（この作業は閲覧のみで編集は行わないものとする）
- システムのメンテナンスを行うためのアカウントが必要な場合、作業担当者は1名以上を原則とし、システム保守の考え方と合わせてライセンスの考え方を説明すること

(5) システムのVMイメージ作成

受託事業者は、以下を実施すること

- Linux系OSを用いてシステムを構築すること。
- VMWare Esxiで動作するイメージファイルを提供すること

(6) システムに関する脆弱性対応

受託事業者は、以下を実施すること

- 請負期間中、開発に利用したシステム、フレームワーク、ソフトウェアなどの脆弱性情報を確認し、最新のバージョンで納品すること。影響度の高い脆弱性が公開された場合は、

JPCERTコーディネーションセンターと協議した上で対策を行うこと。

(7) システムの保守対応

運用管理および手順書を作成し、システム開発後はJPCERTコーディネーションセンターと協議した上で保守が行える仕組みを策定すること

4. 入札要件

- ・ メールを利用するシステム・サービスの開発およびPGPによる署名生成・検証を行うシステムの開発をした実績があり、文字コードや規格に準拠していない形式のメール受信等に関するノウハウを有していること。
- ・ 受託事業者は内部ネットワークに設置されたサーバ等に対する脆弱性検査実績を有すること
- ・ 受託事業者はセキュリティを考慮した開発及び構築（仮想システム環境を含む）および運用実績を有すること

5. 実施期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）までに納品し、検収を受けること

6. 成果物

下記の完成図書（冊子2部）と下記全ての電子データ（CD-ROM 等 各2部）を納品すること。

- ・ 仕様書、ソースコードおよび操作マニュアル
- ・ VMWare社Esxiで動作する形式のイメージファイル
- ・ システム構築手順書、運用管理書、運用手順書
- ・ 上記の内容を格納した電子媒体（CD/DVD-R等） 正副各1部

7. 納入場所

JPCERT コーディネーションセンター

JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算及び会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算及び会計令（抜粋）

(昭和22年4月30日勅令第165号)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者について、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる